

第 85 号議案

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する三田市との連携協約の締結に係る協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する三田市との連携協約の締結に係る協議を行う。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する連携協約の施行日は、令和6年3月31日までの間で、三田市長及び神戸市長が協議して定める日から施行する。
- 2 前項に定めるもののほか、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する連携協約は、令和5年5月24日神戸市会議決のとおりとする。

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の協議をするに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

(連携協約)

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

2 [略]

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4～7 [略]